

図書館協議会の公開を求める陳情

1. 趣旨

現在、年に3回「非公開」で開かれている、あきる野市の「図書館協議会」の会議を、一刻も早く公開にしていきたい。

2. 理由

市立図書館は、日々の生活の中で、人口の20%以上の、幼児から高齢者まですべての世代が、無料で、様々な目的をもって有効に利用している教育・文化施設です。その役割は、市民の知的欲求、文化的欲求を満たし、生活における様々な調べものに応じるなど、個々人の内面の充実、より良い生活を支援することです。と同時に、その利活用によって市民の生活する力と地域・社会における諸課題を市民自身が解決する力を育成・支援することにより、地域における諸課題に主体的にかかわる人材を育て、支援するということでもあります。従って、市立図書館のこの二つの役割が十分果たせるよう運営しているかについて、市民が強い関心を寄せるのは当然のことと思います。

図書館協議会は、図書館法に基づき条例で設置される館長の諮問機関であり、意見具申機関でもあります。私たちの会「図書館はともだちの会」は、発足以来、歴代の図書館長と懇談を続けてきました。

3年ほど前、あきる野市図書館の課題の中で、実現可能な最優先課題として、図書館協議会の実態と改善方をまとめたことがありました。そこでは、多摩地域各市の図書館協議会の実態を、委員の人数、任期、公募委員を含む構成、条例の形（単独か図書館条例と統合か）、開催頻度、公開の有無、開催の事前公表、傍聴の有無、傍聴資料の取扱、会議録の作成及び公表等を比較検討し、あきる野市の図書館協議会が大変遅れていることを明らかにしました。参考資料：**NO. 1**「多摩地域の図書館協議会の現状」を参照してください。その後、図書館長へ申し入れた結果、図書館協議会の会議録（抄録）が図書館のホームページに公表されることになりました（2021年4月11日現在、令和元年度の第1回（2019.6.18）、同第2回（2019.12.17）が掲載）。

更に、図書館協議会の会議自体の公開の要望を含む「質問書」（令和3年1月30日付）に対し、紺藤修子館長の「回答書」（令和3年2月10日付）のこの問題に関する回答は、「会議の傍聴につきましては、各委員からの自由な幅広い発想に基づく意見や考え方を論じられる環境作りが重要であると考えておりますので、現在のところは公開の予定はございません。」というものでした。私たちは、会議を公開したとしても、「自由な幅広い発想に基づく意見や考え方を論じられる」ものと考えます。

ところで、図書館協議会は「附属機関」の一つです。「附属機関」とは、地方自治法



第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する審議会等であり、市の事務事業について市民の意見、専門的知識等を反映することや公正を確保することを目的として、市民、学識経験者等を委員として市長、教育委員会などが設置するものとされています。

そこで、今回、多摩地域26市における、「会議（附属機関等の会議）の公開」の現状について調べてみました。すると、町田市の「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」等単独の条例を制定している市が4市、武蔵野市自治基本条例及び市民参加条例等に【会議の公開】の規定がある市が6市、「情報公開条例」の規程に、【会議の公開】の規定がある市が4市でありました。条例ではありませんが「立川市審議会等会議公開規則」等の規程類を制定している市が8市ありました。日野市は、26の条例、規則、要綱に同様の規定（【会議の公開】）がありました。

このように、附属機関、審議会等について、22市は規程類を制定し、全庁的に情報公開の取組みを推進していることが明らかになりました。日野市の実態を考慮すると23市では、「会議の公開」が原則となっている、と考えられます。従って、対応していない市は、福生市、稲城市と、あきる野市だけとなります。参考資料：NO. 2「多摩地域26市における附属機関、審議会等の公開状況」、参考資料：NO. 3、「附属機関等の会議公開の根拠規定（1）」、参考資料：NO. 4「附属機関等の会議公開の根拠規定（2）」を、参照してください。

つきましては、市民本位のあきる野市図書館の充実のため、図書館協議会の公開の必要性を認識していただき、私たちの要望を早期に実現していただくよう陳情いたします。

令和 3年 5月 17日

あきる野市議会議長 天野 正昭 殿

陳情者

氏 名
住 所
電話番号

戸室 幸治 6名
あきる野市伊奈 848-12

多摩地域の図書館協議会の現状

2018年9月

	委員に関する情報				定例会に関する情報				その他				
	人数	任期	区分	実数	公募	開催数	開催広報	傍聴資料	会議録	会議録公開	臨時会	視察	評価、計画、提言
北多摩													
昭島市	10	2	単 学教2、社教3、家教1、学識2、公募2 学教2、家教2、学識2	10	市報	3	市報	配布	要旨(P10)	図書館HP	×		『答申』
清瀬市	10	2	単 学教1、社教5、学識4	6	×	2		回収	議事録(P10)	図書館HP	×		
国立市	10	2	単 学教1、社教1、社委1、家教1、学識3、公募3	10	×	6	図書館HP	回収	要旨(P1)	図書館HP	×	1	『報告と提言』
小金井市	10	2	単 学識3、障害者団体1、保護者1、公募5	10	HP(市・図)、市報	7	図書館HP	配布	議事録(P40)	図書館HP	×	1	『答申』
国分寺市	10	2	単 学教3、社教4、家教1、学識7(内公募5)	10	HP(図)、市報	5	市報	配布	要旨(P10)	図書館HP	×		国分寺市立図書館運営協議会
小平市	15	2	単 学教2、社教2、家教2、学識2、公募2	12	HP(市・図)、市報	6	HP(市・図)、市報	配布	要旨(P7)	図書館HP	×		『提言』
狛江市	10	2	単 学教3、社教5(3)、家教1、学識5(3)、市民(公募)2	7	HP(市)、市報	6	市HP	回収	会議録(P8)	市教委HP	×		『報告』
立川市	15	2	単 学教4(3)、社教4(3)、家教3(2)、学識4(3)	12	×	4	HP(市)、市報	配布	会議録(P26)	図書館HP	×		
調布市	15	2	単 学教2、社教2、家教1、学識3、公募2	10	HP(市・図)、市報	4	HP(市)、市報	回収	会議録(P50)	市HP	×		
西東京市	10	2	単 学教2、社教2、家教1、学識3、公募2	10	HP(市・図)、市報	4	HP(市)、市報	回収	会議録(P7)	市HP	×	1	『提言』
東久留米市	10	2	単 学教2、社教2、家教1、学識4、公募2	10	HP(市・図)、市報	3	HP(市)、市報	配布	概要録(P20)	市HP	×		
東村山市	10	2	単 学教2、社教2、家教2、学識4(3)	9	×	3	HP(市)	回収	会議録(P6)	図書館HP	×		
東大和市	10	2	単 学教・社教5、家教2、学識3	10	×	5	HP(市・図)、市報	配布	会議録(P20)	図書館HP	×		『答申』
府中市	8	2	要綱 学教1、社教1、家教2、学識2、公募2	8	市報	3	市報	回収	議事録(P20)	市HP	×		府中市立図書館サ―ビス検討会議
三鷹市	12	2	単 学教2、社教2、家教3、学識3、一般(公募)2	12	市報で一括	9	市HP	回収	要旨(P9)	市HP	×		『提言』
武蔵野市	10	2	要綱 学識7(5)、公募3	8	HP(市・図)、市報	4	HP(図)、市報	配布	要旨(P15)	図書館HP	×		武蔵野市図書館運営委員会
武蔵村山市	10	2	単 学教2、社教2、家教2、学識4	10	×	3		回収	要旨(P2)	印刷資料	×		
南多摩													
稲城市	10	2	単 学教・社教2、家教1、学識5	8	×	3			議題のみ	印刷資料	×		
多摩市	7	2	単 学教1、社教1、家教1、学識3(2)、公募2	7	HP(市)、市報	4	HP(市)、市報	配布	要旨録(P12)	図書館HP	×		
八王子市	16	3	単 学教・社教9(8)、学識4(3)、公募2	13	HP(市)一括	5	HP(市)	配布	要旨録(P7)	市HP	×		八王子市生涯学習審議会
日野市	10	2	単 学教2、社教2、家教1、学識1、公募2	8	HP(市・図)、市報	4	HP(市・図)、市報 (お知らせせず)	複写	要旨録(P1)	図書館HP	×		
町田市	10	2	単 学教2、社教5、家教1、学識2	10	×	9	市HP		議事録(P35)	図書館HP	×		『図書館評価』
西多摩													
あきる野市	10	2	単 学教2、社教2、家教1、学識3	8	×	3			名簿 議題のみ	印刷資料	×		
青梅市	8	2	単 学教2、社教3、知識経験3	8	×	3			会議録(P4)	図書館HP	×		青梅市図書館運営協議会
羽村市	10	2	単 学教2、社教2、家教2、学識2、公募2	10	HP(市・図)、市報	3	HP(市・図)	回収	会議録(P15)	図書館HP	×		『意見具申』
福生市	10	2	単 学教・社教3、家教3、学識2、公募2	10	市報	6			会議録(P6)	図書館HP	×		『図書館評価』
日の出町													
奥多摩町													
瑞穂町	10	2	単 学教2、社教2、家教2(0)、学識2、公募(2)	8	HP(市・図)、市報	3	HP(市・図)	配布	会議録(P3)	市教委HP	×		
檜原村	7	2	単 学教・社教3(2)、学識2、住民代表2	6	×	3				印刷資料	×		

多摩地域26市における附属機関、審議会等の公開状況

		自治基本	附属機関等の公開 に関する条例	情報公開	市民参 加等	規則・要綱・ 要領・指針	
1	八王子				○	○	1
2	立川					●	2
3	武蔵野	○					3
4	三鷹		◎			○	4
5	青梅			○		○	5
6	府中			○		○	6
7	昭島					●	7
8	調布		◎			○	8
9	町田		◎			○	9
10	小金井				○	○	10
11	小平					●	11
12	日野					26の条例等	12
13	東村山					●	13
14	国分寺		◎			○	14
15	国立			○		○	15
16	福生						①
17	狛江				○	○	16
18	東大和			○		○	17
19	清瀬				○	○	18
20	東久留米					●	19
21	武蔵村山					●	20
22	多摩					●	21
23	稲城						②
24	羽村					●	22
25	あきる野						③
26	西東京				○	○	23

* 「自治基本」の欄の「○」は、自治基本条例に該当項目をもつ市で、武蔵野市のみ。

* 「附属機関等の公開に関する条例」の欄「◎」は、単独の条例を制定している市で、4市。

* 「情報公開」の欄の「○」は、情報公開条例に該当項目をもつ市で、4市。

* 「市民参加等」の欄の「○」は、市民参加条例等に該当項目をもつ市で、5市。

* 「規則・要綱・要領・指針」の欄の「●」は、規則・要綱等の規程類のみの市で、8市。

「○」は、既に条例があり、その具体化のための規則・要綱等の規程類を意味しています。

* 最後の欄の「①」「②」「③」は、以上の規程類が制定していない市、3市。

◆詳細は、「附属機関等の会議公開の根拠規定(1)(2)(参考資料NO.3 NO.4)で確認して下さい。

附属機関等の会議公開の根拠規定（1）

武蔵野	武蔵野市自治基本条例【会議の公開】第11条 市長等は、自らが主催する会議（当該会議における配布資料及び会議録を含む。）については、これを公開する。ただし、当該会議の性格上、非公開とすべき正当な理由が厚と認めるときは、この限りでない。
町田	町田市審議会等の会議の公開に関する条例【目的】第1条 この条例は、審議会等の会議を公開し、広く市政に関する知る権利を保障することにより、市政に対する市民の参画を促進し、開かれた市政を実現することを目的とする。
調布	調布市審議会等の会議の公開に関する条例【目的】第1条 この条例は、審議会等の会議の公開に関して、必要な事項を定めることにより、市民参加による開かれた市政の推進を図るとともに、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。
三鷹	三鷹市市民会議、審議会等の公開に関する条例【目的】第1条 この条例は、市民会議、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障に資するとともに、市民参加の促進を図り、もって開かれた市政の実現を推進することを目的とする。
国分寺	国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例【会議の公開】第5条 附属機関の会議は、公開することを原則とする。ただし、附属機関の所掌事項が審査請求、苦情、あつせん若しくは調停に係るものである場合又は会議の内容が国分寺市情報公開条例第9条各号に定める事項に該当するおそれがあると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
青梅	青梅市情報公開条例 【会議の公開】第19条 付属機関等は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
府中	府中市情報公開条例 【会議の公開】第32条 付属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
国立	国立市情報公開条例 【会議の公開】第21条 実施機関の付属機関の会議その他実施機関が別に定める会議は公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
東大和	東大和市情報公開条例 【会議の公開】第30条 付属機関等の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
八王子	八王子市市民参加条例 【審議会等】第9条第3項 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。
小金井	小金井市市民参加条例 【市の会議の公開】第6条 市の会議は、原則として公開する。
狛江	市民参加と市民協働の推進に関する基本条例 【会議の公開】第10条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。
清瀬	清瀬市まちづくり基本条例 【附属機関の構成等】第10条第3項 附属機関の会議は、公開を原則とする。
西東京	西東京市市民参加条例 【会議公開の原則】第8条 実施機関は、附属機関等の会議（以下「会議」という。）を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例（平成13年西東京市条例第12号）第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。
多摩	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則 【会議の公開及び会議録の作成】第22条 審議会の会議は、原則として公開とするものとし、非公開とするときは、その根拠を公表しなければなりません。
立川	立川市審議会等会議公開規則 【会議の公開】第3条 審議会等の会議は公開とする。
昭島	昭島市附属機関等の設置及び運営に関する要綱 【会議の公開等】第12条 附属機関等の会議は、これを公開とする。ただし、個人情報を保護するために必要があると認められたとき、又は附属機関等の公正若しくは適正な意思形成に著しい支障が生じると認められるときは、附属機関等の議決により非公開とすることができる。
小平	小平市審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領 【趣旨】第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及びこれに準じて要綱等により設置するもの（以下「審議会等」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。
東村山	東村山市附属機関等の設置及び運営に関する要綱 【付属機関の運営】第8号第2号 附属機関等の会議は、原則として公開するものとし、非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。
武蔵村山	武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針 【会議の公開】第11条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。
東久留米	会議の公開に関する指針 【会議の公開・非公開】第3 附属機関及び附属機関に準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開するものとする。
羽村	羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針 【会議の公開基準】第7 審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。
日野	26の条例・規則・要綱に、次のような規定あり。【会議の公開】第〇〇条 審議会の会議は、公開とする。ただ

附属機関等の会議公開の根拠規定（２）

武蔵野	
町田	* 町田市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則 * 町田市付属機関等の設置及び運営に関する要綱 * 町田市付属機関等の設置及び運営に関する指針
調布	* 調布市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則
三鷹	* 三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例施行規則
国分寺	* 国分寺市付属機関等の公募委員候補者の無作為抽出による登録制度実施要綱
青梅	* 青梅市付属機関等の設置運営に関する指針 * 青梅市付属機関等の委員に対する感謝状贈呈実施基準
府中	* 府中市審議会等の会議の公開に関する規則
国立	* 国立市付属機関等の設置及び運営に関する要綱
東大和	* 東大和市審議会等の会議の公開に関する規則
八王子	* 八王子市付属機関及び懇談会等に関する指針
小金井	* 小金井市付属機関等の会議に関する傍聴要領
狛江	* 狛江市付属機関等の設置及び運営に関する規則
清瀬	* 清瀬市付属機関の会議の公開に関する規則 * 清瀬市付属機関の設置及び運営の指針に関する基準
西東京	* 西東京市市民参加条例施行規則
多摩	※多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
立川	※立川市審議会等会議公開規則 * 立川市審議会等委員市民公募要綱
昭島	※昭島市付属機関等の設置及び運営に関する要綱
小平	※小平市審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領
東村山	※東村山市付属機関等の設置及び運営に関する要綱
武蔵村山	※武蔵村山市付属機関等の設置及び運営に関する指針 * 武蔵村山市付属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針 * 武蔵村山市付属機関等における公募委員の募集に関する要綱
東久留米	※会議の公開に関する指針
羽村	※羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針 * 羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準 * 羽村市審議会等における公募委員選考委員会要綱
日野	